

## 57001—57500 I 就業促進手当

### 57001—57040 第1 就業手当

#### 57001 1 概要

##### 57001 (1) 概要

イ 就業手当は職業に就いた（51255 の「就職」に該当するものをいう。）受給資格者であって、「安定した職業に就いた者」（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ、則第 82 条の 2。57052 イ(四)参照）ではない（すなわち再就職手当の支給対象とならない）場合において、当該職業に就いた日（以下「就業開始日」という。）の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数（法第 22 条又は第 23 条の規定による基本手当を支給する日数。以下同じ。）の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である者について、支給要件に従って安定所長が必要と認めるときに、各就業日につき、基本手当日額に 100 分の 50 を乗じて得た額に 10 分の 3 を乗じて得た額が支給される（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号）（支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である日から就業を開始し、継続して就業している場合の取扱いについては 57002 ハ参照。）。

この場合における基本手当日額は、その額が、基本手当日額の算定に当たって 80/100 から 50/100 までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最高額（その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）に 100 分の 50 を乗じて得た額（受給資格に係る離職の日において 60 歳以上 65 歳未満の場合は、基本手当日額の算定に当たって 80/100 から 45/100 までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最高額（その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）に 100 分の 45 を乗じて得た額）（以下 57500 までにおいて「上限額」という。）を超えるときは、上限額とする（法第 56 条の 3 第 3 項第 1 号、法第 16 条第 1 項）。

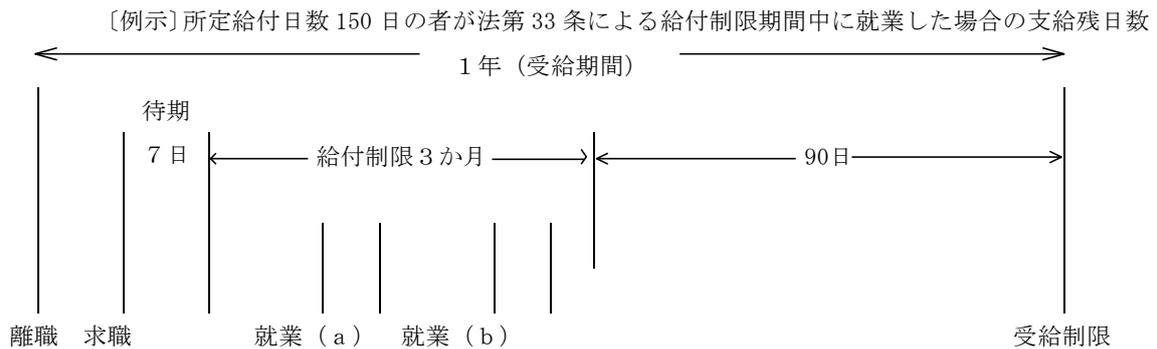
ロ 就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされる（法第 56 条の 3 第 4 項）。

## 57002—57003 2 就業手当の支給要件

##### 57002 (2) 支給残日数の意義

イ 支給残日数とは、所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数又は傷病手当、就業手当若しくは再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数である。

また、そのように計算して得た日数が就業日（法第 32 条又は第 33 条の給付制限期間中に就職した場合については、当該給付制限期間の末日の翌日。(イ)において同じ。）から受給期間内の最後の日までの日数を超えるときは、受給期間の最後の日までの間に失業の認定を受け基本手当の支給対象となり得る日数が支給残日数となる（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号）。この支給残日数については、所定給付日数、就業年月日、待期満了年月日等を変更する場合においては、変更されることがあるので留意すること。



支給残日数は、現実の就業日から受給期間の最後の日までの日数ではなく、例えば、就業 (a) については、給付制限期間の末日の翌日から受給期間の最後の日までの日数 (90 日) となり、また、例えば就業 (b) における支給残日数は、就業 (a) について就業手当が支給された場合には、 $90 - \text{就業 (a) の日数}$  となる。

ロ また、求職者給付又は就職促進給付について不正受給があり、以後基本手当を支給しないこととされた場合の基本手当の支給を受けることができないこととされた日数については、支給残日数の計算に当たり、既に当該日数分の基本手当の支給がなされたものとして取り扱う。

ハ 「就業開始日」とは、雇用契約等の成立の日を意味するものではなく、実際に就業した日をいう。なお、同一事業主の下で同一契約に基づいて一定期間就業する場合には、次のように取り扱う。

(イ) 契約期間が 7 日以上の一の雇用契約における週所定労働時間が 20 時間以上であって、かつ、1 週間の実際に就業する日が 4 日以上の場合 (以下「継続就業」という。)

当該一の雇用契約期間内の最初の就業日の前日の支給残日数を確認することとし、継続就業している限り、当該一の雇用契約期間に属する日数 (支給残日数を限度とする。) について基本手当日額に 10 分の 3 を乗じて得た額が支給される。また、当該一の雇用契約期間中に他の事業主の下等で就業したとしても、それぞれの就業日について支給残日数を確認する必要はない。

(ロ) 一の雇用契約の期間が 7 日未満であるなど(イ)に該当しない場合であって、継続就業としては取り扱わない場合

当該雇用契約期間内の連続した就業日については、当該連続した就業日の最初の日の前日の支給残日数を確認することとし、当該雇用期間内の就業日間に間隔がある場合は当該間隔ごとにその直後の就業日の前日の支給残日数を確認する。

ただし、一の雇用契約において被保険者となっている期間については、継続就業として取り扱う。

### 57003 (3) 就業手当の支給要件

#### イ 支給要件

就業手当は、基本手当の受給資格者が、次のすべてに該当する場合に支給する（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号、則第 82 条）。

(イ) 就業日の前日における基本手当の支給残日数が法第 22 条及び第 23 条の規定による所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であること。

すなわち、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 未満又は 45 日未満になってから就業した場合については、就業手当の支給対象とはならない。また、失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就業した日があるときは、就業した日についての失業の認定は行わない。

ただし、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上のおきに開始された就業について、継続就業している場合の処理は 57002 ハ(イ)のとおりであるが、契約が更新された場合には、その時点で改めて支給残日数を確認する必要がある。

(ロ) 職業に就いたものであること（再就職手当の支給対象となる場合を除く。）。

すなわち、失業の認定において「就職した日」として不認定とされる場合は、おおむね就業手当の対象となり得るものである。

なお、自己の労働によって収入を得た場合については、労働する者にとって主たる活動はあくまで求職活動であり、求職活動を妨げない範囲で行われるに過ぎないことから、自己の労働によって得た収入額を減額した上で基本手当が支給されることとなり、就業手当の対象とはならない（「就職」と「自己の労働によって収入を得た場合」との区分については、51255 参照）。

また、就業手当の支給の対象となる就業については、その就業の形態には関係なく、委託や請負により就業している場合も支給対象となる。登録型派遣就業の場合（被保険者とならない場合）は、当該派遣就業中の期間について就業手当を支給し、登録だけでは支給対象とはならない。「事業を開始した場合」については、再就職手当の支給対象とならない場合（その事業が「当該事業により当該受給資格者が自立することができると安定所長が認めたもの」及び「再就職手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること」に該当しないことにより再就職手当の支給対象とならないものに限る。）及び自営業を開始するための準備活動（「就職」と判断され、かつ、再就職手当の支給対象とならないものに限る。51255 参照）は対象となる。

(ハ) 受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主（資本等の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にある他の事業主をいう。）を含む。以下「離職前事業主」という。）に再び雇用されたものではないこと。

離職前事業主とは、受給資格に係る離職をした事業所の事業主を意味する。

また、関連事業主については、次のとおりである。

a 次に該当する事業主は関連事業主として取り扱う。

再就職した事業所の事業主（以下「再就職先事業主」という。）又は離職前事業主の資本金の全部又は大部分が離職前事業主又は再就職先事業主の出資によるものであること。

具体的には、再就職先事業主（又は離職前事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める離職前事業主（又は再就職先事業主）の所有株式数又は出資の割合が 50%を超えるものであること。

b 倒産し、又は廃止された離職前事業所（以下「廃止事業所」という。）の事業主と現存す

る再就職先事業所の事業主とは、次の要件を満たす場合に、関連事業主として取り扱う。

資本金の全部又は大部分が、廃止事業所の事業主の資本金の全部又は大部分を出資していた者からの出資によるものであること。

具体的には、廃止事業所の事業主の発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えていた者が、再就職先事業主についても、その発行済株式の総数又は出資の総額の50%を超える株式を所有し、又は出資していること。

- c 22701 及び 22702 により、同一の事業主と認められる場合には、新旧両事業の事業主は、就業手当の支給について、関連事業主として取り扱う。
- d ただし、安定所長は、再就職先事業主が離職前事業主の関連事業主であることがその者の雇入れに当たって重要な要素となっていると認められない特別な事情がある場合には、就業手当の支給に当たって、当該再就職先事業主を関連事業主に該当しないものとして取り扱う。

この場合にいう「特別な事情」とは、次に掲げるような場合であるが、これ以外で、「特別な事情」に該当すると考えられる事情が生じた場合は本省へ照会すること。

- (a) 再就職先事業主と雇入れを約した時点では関連事業主でなかったにもかかわらず、再就職前に合併等によって関連事業主となった場合
  - (b) 求人事業所が常時安定所へ求人者の申込みを行っている等求人者の公開性が明らかである事業所に再就職した場合
  - (c) 自発的に職業相談を重ねて受ける等本人の熱心な求職活動にもかかわらず失業の状態にあった者が再就職した場合
  - (d) 技術性・専門性の強い職種に再就職した場合であって、その者の雇入れが専らその者の技術・専門能力に着目して行われたと認められる場合
- (二) 雇入れをすることを法第 21 条に規定する求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと。
  - (ホ) 法第 21 条に規定する待期が経過した後就業したものであること。
  - (ハ) 受給資格に係る離職について法第 33 条の給付制限（給付制限の長短を問わない。）を受けた場合において、待期期間の満了後 1 か月間については、安定所又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体及び同条第 10 項に規定する職業紹介事業者をいう。以下 57001-57009 において同じ。）の紹介により就業したこと。

なお、受給資格者である夜間学生が、職業安定法第 27 条の規定に基づき学校の長の紹介により就業した場合は、安定所又は職業紹介事業者等の紹介により就業したものとして取り扱う。

#### ロ 給付制限との関係

法第 32 条又は第 33 条の給付制限期間中の受給資格者は早期に就業を開始することにより給付制限期間中であっても就業手当を受給できることとなるが、就業手当受給後、当該給付制限期間中に再び離職した場合であっても給付制限が解除されるわけではないので、就業していない日について当該給付制限期間中は基本手当の支給は行わない。この場合、給付制限期間については、就業手当が支給された場合であっても、当初決定された期間に変更はないものである。

<就業の申告があった場合>就業した日について就業手当を支給



①、②、③の期間については基本手当を支給しない。

#### ハ 再就職手当・常用就職支度手当との関係

就業手当を受給した後であっても、支給要件を満たせば再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けることができる。また、再就職手当受給後に新たに受給資格を得ることなく再離職した場合にも、支給要件を満たせば就業手当の支給を受けることができる。

#### ニ 雇用継続給付（高年齢再就職給付金）との関係

高年齢再就職給付金は、「安定した職業に就いた」場合に支給されるものであり、当該給付金が支給される場合には、当該再就職については就業手当の支給対象とはならない。

### 57004—57004 3 就業手当の額

#### 57004 (4) 就業手当の額

就業手当の額は、支給対象期間中の各就業日（継続就業の場合は契約期間内の就業していない日を含む。）について、基本手当日額（その額が上限額（57001 イ参照）を超える場合は、上限額）に10分の3を乗じて得た額とする（法第56条の3第3項第1号）。また、端数処理については、基本手当日額に10分の3を乗じて得た額〔基本手当日額×3/10〕の小数点以下を切り捨てた上で、支給対象期間（57005 イ(イ)a参照）中の就業した日数を乗じることとなる。

### 57005—57006 4 就業手当の支給要領

#### 57005 (5) 支給の手続

##### イ 支給申請手続

##### (イ) 就業手当支給申請書の提出

- a 就業手当の支給を受けようとする受給資格者は、失業の認定にあわせ原則として4週間に1回、前回の認定日から今回の認定日の前日まで（以下「支給対象期間」という。）の各日について当該失業の認定日（法第33条の給付制限期間中の就業については、当該給付制限期間経過後の最初の失業の認定日。以下「確認日」という。）に、就業手当支給申請書（則様式第29号。以下「支給申請書」という。）に次のbに掲げる書類を添えて管轄安定所長（則第54条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所長。）に提出しなければならない（則第82条の5第1項）。このため、継続就業している場合であっても、原則として受給資格者本人が確認日に安定所に出頭して4週間に1回の支給申請を行う必要がある。また、受給資格者本人が確認日に安定所に出頭して支給申請を行う場合については、就業したことについての事業主の証明は必要ない。

なお、受給資格者が職業に就くためその他やむを得ない理由のため所定の認定日に安定所に出頭できず失業の認定日の変更が認められる場合（51351参照）には、失業の認定日が変

更された日が確認日となる（則第 82 条の 5 第 3 項）。

また、支給申請書の交付は、失業の認定日に失業認定申告書とあわせて行う等によることとする。

- b 支給申請書には、以下の書類を添えて、及び受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出を行わせる（則第 82 条の 5 第 1 項）。

ただし、正当な理由がある場合、支給申請に係る就業について、賃金支払日が確認日より後になるなどにより受給資格者が以下の書類を添えることができない場合並びに電子申請により申請がなされた場合は、申請内容に特段の疑義がない限り、以下の書類を添えない、及び受給資格者証を添えない（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行わない）ことができる（則第 82 条の 5 第 2 項及び第 6 項）。なお、マイナンバーカード利用者が代理人又は郵送により支給申請書を提出する場合は、マイナンバーカードによる認証は不要とするが、支給番号を特定するため、必ず直近に交付された受給資格通知（写しでも可）を添付させること。

- (a) 原則として給与明細書等就業の事実を証明することができる書類の写し
- (b) 雇用契約書、雇入通知書等労働契約の期間及び労働時間を証明することができる書類の写し（支給申請に係る就業について一の雇用契約の期間が 7 日以上の場合に限る。）
- c 支給申請書の提出は、原則として本人が確認日に安定所に出頭した上で行うこととするが、就職して被保険者資格を取得した場合など当該就職以後失業の認定の必要のない者については、以後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日に係る支給対象期間中の就業についての支給申請を、代理人による提出（代理人による申請の場合は、委任状が必要である。）、郵送等による提出によって当該確認日の次の確認日に相当する日の前日までに行うこととして差し支えないものとする（則第 82 条の 5 第 4 項）（この場合の受給資格者に対する確認日に相当する日の教示は、支給申請書を交付する際に当該支給申請書の所要の欄に記載することによって行う。また、次回申請のための支給申請書の交付は、前回の支給申請に係る支給決定後受給資格者証又は受給資格通知を返付又は交付する際に行う。なお、所要の申請期限の確認は、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。）。

なお、この場合の支給申請書の提出に当たっては、当該就業したことの事実等についての事業主の証明が必要である。

また、郵送、電子申請又は代理人によって支給申請書を提出しようとしていた者が、受給期間内に再離職した場合であって則第 20 条第 2 項の規定により安定所に出頭した場合には、当該出頭した日の前日までの日（当該出頭前に行った支給申請について既に就業手当の支給を受けた日を除く。）についての支給申請書の提出は、当該求職の申込みをした日に行わなければならない（則第 82 条の 5 第 5 項）。

支給申請書を受理した後、支給決定を行った場合は、当該申請書により所要のデータをハローワークシステム（以下「システム」という。）に入力することにより、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の記録を行い、郵送等により受給資格者に受給資格者証又は受給資格通知を返付又は交付する。

ただし、支給申請書に受給資格者証が添付されなかった場合は支給台帳への記録のみとし、受給資格者証の記録は次回来所時等に行う。

(d) 支給安定所

就業手当の支給は、受給資格者の居住地の安定所において行う（則第 82 条の 6）。

なお、事務の委嘱、受給資格者の住居移転等が行われた場合の取扱いについては、基本手当の取扱いと同様に行う（51501～51550 参照）。また、このような場合であっても、当該支給申請の対象となる就業により被保険者資格を取得した場合など、以後失業の認定を必要とせず基本手当の支給を受けないものであり、かつ、本人の申し出がないときには、事務の混雑を避けるため、移転前の安定所において、就業手当を支給するものとして差し支えない。

支給申請者が、支給決定後他の安定所管内に住所又は居所を変更した場合には、当該支給決定に係る就業手当の支給については、支給決定を行った安定所が支給する。

(e) 支給の要否等に関する確認

a 就業手当の支給を行うか否か及び就業手当の支給額を決定するには、次に掲げる確認及び調査を行う。

(a) 支給申請を受理した場合には、まず待期間が経過した後に就業したものであることを確認する（初回確認日に限る。）。その上で、就業手当は基本手当の支給対象となる日（法第 32 条及び第 33 条の給付制限期間中を含む。）に「安定した職業」以外の職業に就いた場合（57001 イ参照）に支給するものであるため、「安定した職業」以外の職業に就いたことの確認を行う。

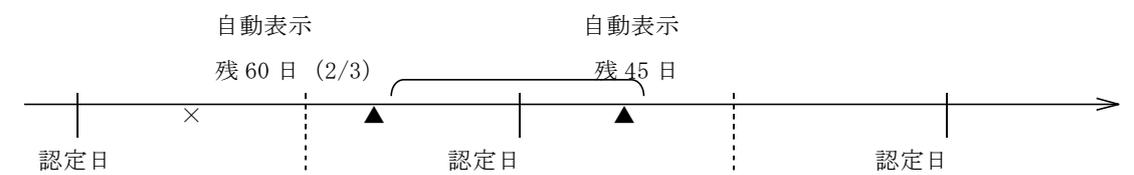
なお、就業手当は、施行日以後に職業に就いた受給資格者について適用されるため、施行日前から同一事業主の下で同一契約に基づいて継続して就業している者には適用されない。

以上の確認は、受給資格者証又は受給資格通知の所要の記載及び支給申請書の本人記載、添付された客観的資料に基づいて行う。不明な点があれば、センターの被保険者台帳又は支給台帳を照会することにより確認する。

(b) 次に、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であるか否かの確認を行う。

この支給基準となる支給残日数（以下「基準残日数」という。）以上であるか否かを確認する場合には、失業の認定日（すなわち確認日）において認定結果をシステムに入力したときには、次回の認定対象期間のすべての日について基本手当等を支給したと仮定した場合の基準残日数に到達する日（以下「予定残日数日」という。）が受給資格者証又は受給資格通知に自動印字されるので、確認日に受給資格者証又は受給資格通知に印字されている当該予定残日数日を確認した上で、失業認定申告書のカレンダーに線引き等で区切りをつける等により、支給申請に係る支給残日数要件を満たすか否かを確認する。

<例：所定給付日数 90 日の者>



(確認日)	(確認日)	(確認日)
早期就業支援金対象	就業手当対象	基本手当のみ対象

継続就業している場合の残日数要件の確認時点は、当該就業を開始した日とする。

このため、基準残日数に達した日の前日から引き続いて継続就業している場合に、早期就業支援金又は就業手当の支給対象となるかについては、就業開始日時点において基準残日数を満たしているか否かにより判断を行う。

<例：所定給付日数 90 日の者>



(c) (b)までの確認を行った後、支給申請書の記載により離職前の事業主に再び雇用されたものではないこと及び法第 21 条に規定する求職申込みの日前の日において既に採用内定している事業主に雇用されたものではないことの確認を行う。

b 支給申請者が受給資格に係る離職について法第 33 条の給付制限を受けた場合において、待期期間の満了後 1 か月間に就業するに至った場合については、必ずその就業が安定所又は職業紹介事業者等の紹介によるものであるか否かの確認を要する。他の安定所の紹介によって就業した者については、その就業が他の安定所の紹介によるものであることを受給資格者証の記載事項（他管内の受給資格者に対して職業紹介を行う場合には、受給資格者証の処理状況欄に紹介を行った安定所名、紹介先事業所名、紹介年月日等を記載し取扱者印を押印する。その記載がない場合及びマイナンバーカード利用者の場合には、紹介記録等により確認を行う。）、職業紹介事業者等からの紹介については、支給申請書の記載（必要に応じて当該職業紹介事業者等に照会して確認を行う。）により確認する。

(c) 就業手当の支給決定

就業手当の支給申請書を受理した場合は、当該支給申請書の内容を審査し、(b)の確認の後、支給決定又は不支給決定を行う。

支給決定は原則として確認日当日の当該受給資格者の失業の認定と同時に即時処理を行う。ただし、極めて例外的ではあるが、安定所は、その場で支給申請書の補正等ができない事由が生じた場合や、支給申請書の内容に不審な点があり、その場で事実確認ができず調査を行う必要がある場合等には、支給決定を保留し、当該確認等を行った後（次回確認日までに行うものとする。）に支給決定を行って差し支えない。この場合、当該支給決定を保留したことがわかるように受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に支給決定を保留した旨の記載を行う。

なお、支給申請に係る就業日（継続就業に該当する場合は当該継続就業期間中の全日）について就業手当を不支給とした日については、当該不支給とした場合であっても就業していれば、失業の不認定を行う。

支給決定を行う場合には、支給申請書及び失業認定申告書に所要の記載を行った上、当該支給申請書に失業認定申告書を添えて安定所長の決裁を受ける。そして、安定所長の決裁を受けた後、当該支給申請書の「※処理欄」の「支給決定年月日」欄に、その年月日を記載する。

支給申請書に受給資格者証が添付されていた場合は、就業手当の支給決定を行った際に、その旨を受給資格者証に記載した上返付し、支給申請書に受給資格者証が添付されていない場合には「就業促進手当支給決定通知書」により就業促進手当の支給日等を通知し、マイナンバーカード利用者の場合は受給資格通知に記載した上交付する。また、不支給の場合は、当該支給申請に係る支給対象期間中の就業日については失業の不認定を行うこととなるので、受給資格者証及び受給資格通知への記載は必要ないが、「就業促進手当不支給決定通知書」により申請者に対して通知する。この場合、審査請求ができる旨の教示を要する。

(受給資格者証及び受給資格通知への記載例)

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
9	0529	00-009804-3	21	基本手当	¥××, ×××		
		150501-0528	5	※早期支援支給確認			
			2	就業手当	¥××, ×××		

(㊦) 就業手当の支給(則第82条の6)

就業手当は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する。

(㊧) 就業手当の支給を受けた者が再び失業した場合における基本手当の支給

就業手当を支給したときは、当該就業手当の支給の対象となった日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされる(法第56条の3第4項)。

このため、就業手当の支給を受けて就業していた者が新たな受給資格を得ることなく再び失業した場合には、所定の受給期間内において、支給残日数(57002イ参照)から既に基本手当の支給を受けた日数及び就業手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数を限度として、基本手当の支給を受けることができる。

ロ 再就職手当が不支給とされた場合の就業手当の支給申請手続

受給資格者が職業に就いたことにより再就職手当の支給申請を行った場合であって、安定所の支給要件の調査確認等により当該再就職手当が不支給となった場合(不支給理由について就業手当と再就職手当の支給要件が同一の場合を除く。)には、当該支給申請に係る就業について、他に不支給となる事由がない場合には、就業手当の支給対象となる。

その際には、原則として当初から就業手当の支給申請があったものとみなした場合における支給対象期間を単位として、受給資格者に就業手当の支給申請書の提出を求め、その都度、審査した上で支給する。

また、再就職手当の支給要件の調査確認に相当期間を要し、不支給決定時点で受給期間が経過している場合であって、当該支給申請に係る就業が就業手当の支給要件に該当している場合には、就業手当の支給申請があったものとみなして、支給残日数を限度として、就業手当を一括して支給する。なお、この場合には、申請のあった再就職手当支給申請書の表題等を受給資格者に了解を得た上で、安定所で朱書き補正し、改めて就業手当支給申請書を提出させることのないよう処理することとする。

ハ 公共職業訓練等受講中の受給資格者等の取扱い

(イ) 公共職業訓練等受講中の受給資格者に係る就業手当の支給申請手続

公共職業訓練等を受講しているため失業の認定を当該訓練施設長等の代理により証明書によって受けることができることとされている受給資格者が、当該失業認定対象期間中に就業した場合には、当該失業の認定を行うこととされている日に、就業手当支給申請書を代理人により同時に提出させるものとする。

なお、証明認定の方法によることなく基本手当等を受けることを希望する者に対しては、通常の支給方法により就業手当を支給することとなるのは、基本手当等の支給の例と同様である。

(ロ) 市町村取次ぎによって失業の認定を行っている受給資格者に係る就業手当の支給申請手続

51952のイにより失業の認定及び基本手当の支給に関する事務を取り次ぐことができるもの

として承認された市町村においては、適宜基本手当以外の求職者給付及び就職促進給付の支給に関する事務を取り次ぐこととして差し支えないこととされており（51951 ホ参照）、市町村取次ぎによって失業の認定を受けることができるとされている受給資格者が当該認定対象期間に就業した場合には、当該受給資格者が市町村役場に出頭し、市町村長の失業の確認を受けることとされている日（出頭日）に、就業手当支給申請書を提出させるものとする。

(ハ) トライアル雇用事業におけるトライアル雇用期間中の取扱い

「トライアル雇用事業の実施について」（平成 15 年 3 月 28 日付け職発第 0328002 号）により実施することとしているトライアル雇用については、トライアル雇用開始日の前日における支給残日数が基準支給残日数以上である場合には、当該トライアル雇用期間中は、就業手当の支給対象となり、常用雇用に移行した場合において、その前日における支給残日数が基準支給残日数以上であって、さらに、1 年を超えて雇用される見込みがある場合には、再就職手当の支給対象となる。したがって、トライアル雇用において、常用雇用に移行した場合であっても、当該トライアル雇用期間は再就職手当の支給対象に含めない。

**57006 (6) 支給台帳及び受給資格者証等の処理**

就業手当を支給した場合は、支給申請書及び失業認定申告書の所要欄に必要事項を記載の上、所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の記録及び記載を行う。

ただし、正当な理由があるとき、又は電子申請により申請がなされたときであって支給申請書に受給資格者証の添付が省略されたときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う。

**57007—57007** 削除



**注意**

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当））に失業認定申告書と一緒に受給資格者証を添えて提出してください。  
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日からの次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えありません（この場合、「次回申請月日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行ってください。）。ただし、代理人による提出の場合「委任状」が必要となります。  
（注）就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書第2面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業に就いたこと（※）以外の就業をしたものであること。  
（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる公共職業安定所又は地方運輸局長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいいます。）  
この就業手当の支給対象となる「就業」にあたるか否かについて疑問がある場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口にお問い合わせください。
- 2 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 3 7～11欄の記載について
  - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ及び漢字（7欄、8欄及び11欄に限る。）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないこと。
  - (2) 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないこと。
  - (3) 10欄には申請者の電話番号を記載すること。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「□」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載すること。（例：03-3456-XXXX→）
  - (4) 11欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載することとし、11欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載すること。また、所在地にアパート名又はマンション名等が入る場合は11欄3行目に左詰めで記載すること。
- 4 12の「就職先の事業所」欄には、13の(1)欄の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入してください。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付してください。  
（注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上期間について雇用契約を締結して就業する全ての場合をいいます。
- 5 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、12欄及び13の(1)欄の記載内容の証明を行ってください。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 6 13の(2)欄には、13の(1)欄に該当する就業以外の全ての就業について以下の要領で記入してください。  
「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等の名称（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入してください。  
「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとに全て記入してください。（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）  
「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入してください。  
「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入してください。
- 7 この申請書には、原則として、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付してください。
- 8 14欄及び15欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲んでください。  
この場合、14欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいいます。この「関連事業主」にあたるか否かについて疑問がある場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口にお問い合わせください。
- 9 16欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヵ月間について該当するものを○で囲んでください。この場合、申請に係る就業について、地方公共団体又は職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その地方公共団体又は職業紹介事業者の名称と電話番号を記入してください。  
なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣若しくは国土交通大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣若しくは国土交通大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいいます。

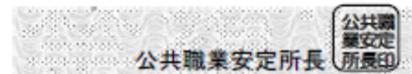


交付 令和 年 月 日

就業促進手当支給/不支給決定通知書

令和 年 月 日

殿



さきに貴殿から申請のあった就業促進手当については、審査の結果、下記のとおり 支給 することを決定しましたので、通知します。

記

手当の種類  
支給決定金額

(この手当は、支給決定日の翌日からおおむね一週間以内に貴殿の口座に振り込まれます。)

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。